第五十六条第十三項中「、航空管制通信官、航空管制技術官及び航空灯火・電気技術官」を「及び航空管制通信官」に、「、先任航空管制通信官、先任航空管制技術官及び先任航空灯火・電気技術官」に改め、同条第十四項中「、先任航空管制通信官、先任航空管制技術官及び先任航空灯火・電気技術官」を「及び先任航空管制通信官」に改め、同条第十五項中「、先任航空管制通信官、航空管制技術官又は航空灯火・電気技術官」を「又は航空管制通信官」に改め、同条第十八項を第二十二項とし、同条第十七項中「及び第十五項」を「、第十五項及び第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項の次に次の四項を加える。

17　航空管制技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人（東京空港事務所及び大阪空港事務所にあっては、二人）を先任航空管制技術官とする。

18　先任航空管制技術官は、航空管制技術官の所掌に属する事務を管理する。

19　航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者一人（東京空港事務所にあっては、二人）を先任航空灯火・電気技術官とする。

20　先任航空灯火・電気技術官は航空灯火・電気技術官の所掌に属する事務を管理する。

第八十四条第二項中「八丈島空港・航空路監視レーダー事務所、」を削る。

第八十七条第二項中「いわき航空路監視レーダー事務所、大和航空路監視レーダー事務所及び」を削り、同条第三項を削る。

別表第四八丈島空港・航空路監視レーダー事務所の項を削る。

別表第五いわき航空路監視レーダー事務所、大和航空路監視レーダー事務所及び長岡航空路監視レーダー事務所の項を削る。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

## ○国土交通省令第四十六号

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第五十条第四項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百三十五条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第五条第五号中「民間事業振興課」を「情報利用推進課」に改める。

第六条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「民間事業振興課」を「情報利用推進課」に改め、同条第一号中「民間事業の振興に資するための気象業務」を「気象業務に係る民間における情報の利用の促進」に改め、「関すること」の下に「（航空気象管理官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第三十条の二の見出し中「安全情報利用推進官」を「情報利用推進調査官」に改め、同条第一項中「民間事業振興課」を「情報利用推進課」に、「安全情報利用推進官」を「情報利用推進調査官」に改め、同条第二項中「安全情報利用推進官は、気象、地象及び水象に関する情報の利用の促進に関する企画及び立案並びに」を「情報利用推進調査官は、気象業務に係る民間における情報の利用の促進に関する基本的な計画の作成及び推進に必要な調査及び」に改め、「事務」の下に「（航空気象管理官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第三十一条の見出し中「気象防災情報調整官」を「気象防災情報調整室」に改め、同条第一項中「気象防災情報調整官」を「気象防災情報調整室」に改め、「それぞれ」を削り、同条第二項中「気象防災情報調整官は、命を受けて」を「気象防災情報調整室は」に改め、「重要事項についての」を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　気象防災情報調整室に、室長を置く。

第三十二条の見出し及び同条第一項中「太平洋台風センター」を「アジア太平洋気象防災センター」に改め、同条第二項中「及び他課」を「、他課及びアジア太平洋気象防災センター」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　アジア太平洋気象防災センターは、アジア太平洋地域における災害の防止に係る気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報に関する事務をつかさどる。

第三十二条第七項中「太平洋台風センター」を「アジア太平洋気象防災センター」に改める。

第四十三条の見出し及び第一項中「アジア太平洋気候センター」を「異常気象情報センター」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　異常気象情報センターは、異常気象に関する情報の収集及び発表に関する事務をつかさどる。

第四十三条第三項中「アジア太平洋気候センター」を「異常気象情報センター」に改める。

第五十六条を削り、第五十五条を第五十六条とする。

第五十四条第六号中「（気候に関連するものに限る。）」を削り、「関すること」の下に「（環境・応用気象研究部の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　宇宙線に関する研究に関すること。

八　地球磁気及び地球電気に関する研究に関すること。

第五十四条を第五十五条とする。

第五十三条に次の三号を加える。

六　降水機構及び人工降水に関する研究に関すること。

七　高層における大気に関する研究に関すること（環境・応用気象研究部の所掌に属するものを除く。）。

八　気象に関連する空電に関する研究に関すること。

第五十三条を第五十四条とし、第四十八条から第五十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第四十七条中「十部」を「八部並びに研究調整官一人」に改め、「物理気象研究部」を削り、「海洋研究部」を「海洋・地球化学研究部」に改め同条を第四十八条とし、第四十六条の次に次の一条を加える。

（研究総務官）

**第四十七条**　気象研究所に、研究総務官一人を置く。

2　研究総務官は、命を受けて、重要な研究に関し、総括して指導を行う。

第五十七条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　第一号の気象に関する実験的研究に関すること。

第五十八条第二号中「海洋研究部」を「海洋・地球化学研究部」に改める。

第六十条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「海洋研究部」を「海洋・地球化学研究部」に改め、同条第四号中「（地球化学研究部の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条に次の一号を加える。

五　気象、地象及び水象に関する化学的研究に関すること。

第六十一条を次のように改める。

（研究調整官の職務）

**第六十一条**　研究調整官は、命を受けて、気象業務に関する技術に係る特定事項についての研究及び調整に関する事務をつかさどる。

別表第二沖縄気象台の項中「石垣空港」を「新石垣空港」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。